

サービス付き高齢者向け住宅の固定資産税が減額されます

令和7年3月31日までの間に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく認定を受けて新築されたサービス付き高齢者向け住宅に対し、家屋の固定資産税の3分の2を5年間減額するものです。

◎ 減額適用の要件

対象となる家屋	令和7年3月31日までに新築された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく認定を受けたサービス付き高齢者向け住宅（貸家住宅に限る）
必要条件	① 戸数が10戸以上であること ② 国または地方公共団体から建築費の補助を受けていること ③ 主体構造部が耐火建築物または準耐火建築物、もしくは総務省令で定める建築物であること ④ 居住部分の床面積割合が全体の床面積の2分の1以上
床面積	居住部分の床面積が1戸あたり30㎡以上160㎡以下

◎ 減額の内容

減 額 期 間	新築の翌年度から5年間
対 象 床 面 積	1戸当たり120㎡まで （なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります）
減 額 率	対象床面積の税額の3分の2

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

※ 他の減額措置と重複して適用はできません。

◎ 減額を受けるための申請方法

申告に必要なもの	☐ 申告書 ☐ サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けた旨を証する書式 ☐ 国または地方公共団体の建築費補助を受けている旨を証する書類 ☐ 主体構造部が耐火建築物または準耐火建築物の場合、建築確認申請書副本第1面～第4面の写し ☐ その他総務省令で定める建築物の場合、構造について建築士による証明書併せて建築士免許証の写し及び建築事務所の登録証の写し ☐ 所有者が法人の場合は申告書に法人印の押印をお願いします。
申 告 期 限	新築された年の翌年の1月31日まで
申 告 先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

電話 072-349-9401（直通）